

令和元年台風19号による被災宿泊事業者向けの特別相談窓口の 設置について

令和元年台風19号により甚大な被害が生じている宿泊事業者等からの相談や要望にきめ細やかに対応するため、10月23日より、東北運輸局内に特別相談窓口を設置します。

1. 趣旨

令和元年台風19号により甚大な被害が生じている宿泊事業者等の不安を解消するため、東北運輸局内に特別相談窓口を設置し、被災された宿泊事業者等からの被害状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策の紹介や、経済産業局・都道府県労働局等と連携した支援を行います。

2. 特別相談窓口連絡先

- ・ 窓口設置場所：東北運輸局観光部観光企画課
- ・ 電話番号：022-791-7509
- ・ FAX：022-791-7538

3. サポート内容

- ・ 宿泊事業者等からの相談・要望対応
- ・ 宿泊事業者等が活用可能な支援策の紹介
- ・ 中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する宿泊事業者等に、経済産業局や都道府県労働局の窓口を案内

【問い合わせ先】

東北運輸局 観光部 観光企画課 伊藤、佐々木

TEL：022-791-7509（直通）

FAX：022-791-7538

台風第19号
関連同時発表：東北運輸局
関東運輸局
北陸信越運輸局
中部運輸局令和元年10月23日
観 光 庁

令和元年台風19号による被災宿泊事業者向けの特別相談窓口の設置について

令和元年台風19号により甚大な被害が生じている宿泊事業者等からの相談や要望にきめ細やかに対応するため、10月23日より、東北、関東、北陸信越及び中部運輸局内に特別相談窓口を設置します。

1. 趣旨

令和元年台風19号により甚大な被害が生じている宿泊事業者等の不安を解消するため、東北、関東、北陸信越及び中部運輸局内に特別相談窓口を設置し、被災された宿泊事業者等からの被害状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策の紹介や、経済産業局・都道府県労働局等と連携した支援を行います。

2. 特別相談窓口連絡先

(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

- ・ 窓口設置場所：東北運輸局観光部観光企画課
- ・ 電話番号：022-791-7509
- ・ FAX：022-791-7538

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)

- ・ 窓口設置場所：関東運輸局観光部観光企画課
- ・ 電話番号：045-211-1255
- ・ FAX：045-211-7270

※関東運輸局については、9月25日に設置した「令和元年台風15号による被災宿泊事業者向けの特別相談窓口」の対象を台風19号による被災宿泊事業者に拡大

(新潟県、長野県、富山県、石川県)

- ・ 窓口設置場所：北陸信越運輸局観光部観光企画課
- ・ 電話番号：025-285-9181
- ・ FAX：025-285-9172

(福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

- ・ 窓口設置場所：中部運輸局観光部観光企画課
- ・ 電話番号：052-952-8045
- ・ FAX：052-952-8087

3. サポート内容

- ・ 宿泊事業者等からの相談・要望対応
- ・ 宿泊事業者等が活用可能な支援策の紹介
- ・ 中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する宿泊事業者等に、経済産業局や都道府県労働局の窓口を案内

【お問い合わせ先】

観光庁観光産業課：坂野(27333)、松浦(27305)、浅井(27314)

電話：03-5253-8111(代表) 03-5253-8330(直通) FAX：03-5253-1585